

審査意見への対応を記載した書類（8月）

（目次） 薬学研究科 薬学専攻（D）

1. がん専門薬剤師養成コースの設置の意義について、本コースに入学することにより、認定・専門薬剤師の資格取得に資するのか否かが不明であるため、説明すること。また、本コースで指導する教員について、例えば、現場のがん専門薬剤師も指導するのか等、どのような教員がどういう形で指導するのかについても説明すること。（改善事項） …………… 2

（目次） 薬学研究科 薬科学専攻（M）（D）

1. 博士の学位授与に当たり、修業年限の特例を適用する学生に対しては、査読付きの論文を1報以上有することを要件としているが、標準修業年限で修了する博士後期課程学生に対しても査読付きの論文を有することを要件とするのが明確でないため、本学の考え方を説明すること。（改善事項） …………… 5

(改善事項) 薬学研究科 薬学専攻 (D)

1. がん専門薬剤師養成コースの設置の意義について、本コースに入学することにより、認定・専門薬剤師の資格取得に資するのかが不明であるため、説明すること。また、本コースで指導する教員について、例えば、現場のがん専門薬剤師も指導するのか等、どのような教員がどういう形で指導するのかについても説明すること。

(対応)

がん専門薬剤師は、日本医療薬学会が、がん領域の薬物療法等に一定水準以上の実力を有し、医療現場において活躍しうる薬剤師を認定するものであり、がん専門薬剤師養成コースを修了することにより直ちにがん専門薬剤師として認定されるものではない。

がん専門薬剤師養成コースでは、日本医療薬学会が認定するがん専門薬剤師研修施設と連携し、カリキュラム・ポリシーに記載のとおり、がんに対する基礎と応用の高い研究能力を身に付けるための臨床研修を実施し、がん医療の高度化・均てん化に貢献することのできる知識と技能、態度を修得できるよう、症例報告、症例検討に参加するといったことを通じて、がん専門薬剤師となるための基盤教育を行うものである。

ただし、日本医療薬学会が定めるがん専門薬剤師認定制度規程及び細則には、学術論文の作成や学会発表に係る一定の実績を積み上げることが定められているため、がん専門薬剤師養成コースでの学修成果はがん専門薬剤師としての認定申請に資するものである。

がん専門薬剤師養成コースの指導教員は、臨床薬学教育センターに配置する大学院指導資格を有する実務家教員（がん専門薬剤師を含む）が中心である。指導体制については、このような本学の指導教員と臨床現場の薬剤師が連携する形をとる。学生は本学が連携するがん専門薬剤師研修施設に認定された医療機関で研修を行うため、臨床現場での指導は各医療機関に所属する医師やがん指導薬剤師の資格を持つ薬剤師を中心に行われる。本学の指導教員は、現場の医師・薬剤師・看護師等と連携し、学術的な面からのフォローアップを行うとともに、特別研究においては医師・がん専門薬剤師との連携並びに共同研究の下で、論文作成等の指導を行うこととなる。

この説明にあたり、設置の趣旨等を記載した書類を追記する。（【別紙 1】及び【別紙 2】参照）

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類

	新	旧
7頁	加えて、多様な新ニーズに対応する「がん専門医療人材(がんプロフェッショナル)」養成プランに事業採択された「ゲノム世代高度がん専門医療人の養成」に連携大学として参画する。 これは、大阪大学を申請担当大学とする7大学（大阪大学、京都府立医科大学、奈良県立医科大学、兵庫県立大学、和歌山県立医科大学、神戸薬科大学及び大阪薬科大学：大学統合後も大	加えて、多様な新ニーズに対応する「がん専門医療人材(がんプロフェッショナル)」養成プランに事業採択された「ゲノム世代高度がん専門医療人の養成」に連携大学として参画する。 これは、大阪大学を申請担当大学とする7大学（大阪大学、京都府立医科大学、奈良県立医科大学、兵庫県立大学、和歌山県立医科大学、神戸薬科大学及び大阪薬科大学：大学統合後も大

	<p>阪医科薬科大学薬学部として参画) が、相互に連携・補完することで教育を活性化し、がん医療を担う高度人材養成のための拠点を構築するものである。この取組みを大学院薬学専攻博士課程の理念に沿って具現化し、教育を行うために、薬学専攻博士課程に「がん専門薬剤師養成コース」を設置する。このコースでは、最新の技術や知見の習得だけでなく、大学院間の交流によって、関西の地域医療の連携を図り、さらに学生・教員の相互交流を推進することを可能にしている。<u>なお、がん専門薬剤師は、日本医療薬学会が、がん領域の薬物療法等に一定水準以上の実力を有し、医療現場において活躍しうる薬剤師を認定するものである。このコースでは、日本医療薬学会が認定するがん専門薬剤師研修施設と連携し、がんに対する基礎と応用の高い研究能力を身に付けるための臨床研修を実施し、がん医療の高度化・均てん化に貢献することのできる知識と技能、態度を修得できるよう、症例報告、症例検討に参加するといったことを通じて、がん専門薬剤師となるための基盤教育を行うものである。ついては、このコースを修了することにより直ちにがん専門薬剤師として認定されるものではないが、日本医療薬学会が定めるがん専門薬剤師認定制度規程及び細則には、学術論文の作成や学会発表に係る一定の実績を積み上げることが定められているため、このコースでの学修成果はがん専門薬剤師としての認定申請に資するものである。</u></p> <p>薬学専攻博士課程の定員は3名であり、「がん専門薬剤師養成コース」に定員は設けない。「がん専門薬剤師養成コース」は博士課程を基本に課程内の研究領域も同一として設置し、具体的な教育課程の一部に特色を持たせた編成とするため、課程内の偏りが生じた際にも支障なく指導が行える体制が確保されている。</p>	<p>阪医科薬科大学薬学部として参画) が、相互に連携・補完することで教育を活性化し、がん医療を担う高度人材養成のための拠点を構築するものである。この取組みを大学院薬学専攻博士課程の理念に沿って具現化し、教育を行うために、薬学専攻博士課程に「がん専門薬剤師養成コース」を設置する。このコースでは、最新の技術や知見の習得だけでなく、大学院間の交流によって、関西の地域医療の連携を図り、さらに学生・教員の相互交流を推進することを可能にしている。</p> <p><u>なお、薬学専攻博士課程の定員は3名であり、「がん専門薬剤師養成コース」に定員は設けない。「がん専門薬剤師養成コース」は博士課程を基本に課程内の研究領域も同一として設置し、具体的な教育課程の一部に特色を持たせた編成とするため、課程内の偏りが生じた際にも支障なく指導が行える体制が確保されている。</u></p>
40～41	このコースでは、がん化学療法及び緩和ケア	このコースでは、がん化学療法及び緩和ケア

<p>頁</p>	<p>に用いる薬剤調製に関連する演習、医薬品管理・医薬品情報・院内調剤に関する演習、がん医療に関与するチームが実施するキャンサーボードの見学、がん患者の退院時指導の実践、がんの病理組織検査、外科手術、放射線療法等、がん医療に関与するチームが実施する治療・検査の見学等を行う「がん専門薬剤師基盤育成演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」や、がん専門薬剤師・指導薬剤師等の指導の下にがん治療を行い、症例研究を進める「薬学臨床研究・特別研究」を実施する。これらの演習や臨床研究の実施にあたっては、前述の医療機関との学術交流協定を活かし実習生の受け入れ態勢を整えているほか、大阪大学医学部附属病院とも連携し、がん専門薬剤師の基盤を育成するための教育体制を整えている。これらの機関はいずれも日本医療薬学会の認定するがん専門薬剤師研修施設である。<u>指導体制としては、臨床薬学教育研究センターに配置する大学院指導資格を有する実務家教員（がん専門薬剤師を含む）を中心として、このような本学の指導教員と臨床現場の薬剤師等が連携する形をとる。臨床現場での指導は各医療機関に所属する医師やがん指導薬剤師の資格を持つ薬剤師を中心に行われる。本学の指導教員は、現場の医師・薬剤師・看護師等と連携し、学術的な面からのフォローアップを行う。</u>特に「薬学臨床研究・特別研究」の実施にあたっては、臨床薬学教育研究センターを中心とした所属研究室との連携による臨床研究を主体とする学位論文のテーマに沿った共同研究の実施が可能な教育研究体制とする。症例研究の成果を学位論文にまとめていくにあたっては、学生毎に定める研究指導教員が連携医療機関との間で定期的にその進捗を確認し、責任をもって適切な指導を行う。</p>	<p>に用いる薬剤調製に関連する演習、医薬品管理・医薬品情報・院内調剤に関する演習、がん医療に関与するチームが実施するキャンサーボードの見学、がん患者の退院時指導の実践、がんの病理組織検査、外科手術、放射線療法等、がん医療に関与するチームが実施する治療・検査の見学等を行う「がん専門薬剤師基盤育成演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」や、がん専門薬剤師・指導薬剤師等の指導の下にがん治療を行い、症例研究を進める「薬学臨床研究・特別研究」を実施する。これらの演習や臨床研究の実施にあたっては、前述の医療機関との学術交流協定を活かし実習生の受け入れ態勢を整えているほか、大阪大学医学部附属病院とも連携し、がん専門薬剤師の基盤を育成するための教育体制を整えている。これらの機関はいずれも日本医療薬学会の認定するがん専門薬剤師研修施設である。</p> <p>特に「薬学臨床研究・特別研究」の実施にあたっては、臨床薬学教育研究センターを中心とした所属研究室との連携による臨床研究を主体とする学位論文のテーマに沿った共同研究の実施が可能な教育研究体制とする。症例研究の成果を学位論文にまとめていくにあたっては、学生毎に定める研究指導教員が連携医療機関との間で定期的にその進捗を確認し、責任をもって適切な指導を行う。</p>
----------	--	--

(改善事項) 薬学研究科 薬科学専攻 (M) (D)

1. 博士の学位授与に当たり、修業年限の特例を適用する学生に対しては、査読付きの論文を1報以上有することを要件としているが、標準修業年限で修了する博士後期課程学生に対しても査読付きの論文を有することを要件とするのが明確でないため、本学の考え方を説明すること。

(対応)

博士の学位授与にあたっては、標準修業年限で修了する博士後期課程学生に対しても、修業年限の特例を適用する学生と同様、査読付きの論文を1報以上有することを要件としている。

標準修業年限で修了する博士課程及び博士後期課程学生に対する要件については、現大阪薬科大学大学院と同様に学位規程施行細則において明示することとしていたが、設置の趣旨等を記載した書類の添付書類として提出した「大阪医科薬科大学大学院薬学研究科 学位規程施行細則」の規定内容に不備があり、明確になっていなかった。

については、審査意見を踏まえ、現大阪薬科大学大学院における要件を踏襲するものとし、「大阪医科薬科大学大学院薬学研究科 学位規程施行細則」の規定内容(第4条第2項の*1)の不備を解消することをもって、査読付きの論文を1報以上有することを要件とする旨、明示する。

この対応にあたり、設置の趣旨等を記載した書類、及びこの添付資料である「大阪医科薬科大学大学院薬学研究科 学位規程施行細則」を修正する。(【別紙3】及び【別紙4】参照)

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類

	新	旧
30頁	なお、特に優れた研究業績を有する学生に対しては、修業年限の特例を適用することを可能とする。具体的には、課程修了の時期を薬学専攻博士課程では3年次、薬科学専攻博士後期課程では2年次の年度末とするものである。学位論文の作成にあたり学生毎に定める指導教員により推薦され、この特例を適用するにあたり課程修了に必要な単位数を取得する見込みがあり、 <u>標準修業年限で修了する場合の学位論文の審査要件と同様に査読審査のある国際的に著名な英文誌に掲載又は掲載受理され印刷中の原著の筆頭著者論文(原則として英文)を1報以上、学位論文の基礎となる報文として有する学生を対象とする。資格審査は、薬学研究科教授会の議を経て、学長が決定する。この資格審査により許可された学生の学位論文審査については、後述する「学位論文審査」と同様の</u>	なお、特に優れた研究業績を有する学生に対しては、修業年限の特例を適用することを可能とする。具体的には、課程修了の時期を薬学専攻博士課程では3年次、薬科学専攻博士後期課程では2年次の年度末とするものである。学位論文の作成にあたり学生毎に定める指導教員により推薦され、この特例を適用するにあたり課程修了に必要な単位数を取得する見込みがあり、査読審査のある国際的に著名な英文誌に掲載又は掲載受理され印刷中の原著の筆頭著者論文(原則として英文)を1報以上、学位論文の基礎となる報文として有する学生を対象とする。資格審査は、薬学研究科教授会の議を経て、学長が決定する。この資格審査により許可された学生の学位論文審査については、後述する「学位論文審査」と同様の審査を行い、最終的な学位授与を決定する。この修業年限の特

	<p>審査を行い、最終的な学位授与を決定する。この修業年限の特例については、大学院薬学研究科における修業年限の特例に関する規程に明示する。</p>	<p>例については、大学院薬学研究科における修業年限の特例に関する規程に明示する。</p>
--	---	---

大阪医科薬科大学大学院薬学研究科 学位規程施行細則

	新	旧
<p>第4条 第2項</p>	<p>(*1) 基礎となる報文 査読審査のある原著の筆頭著者論文が1報以上、原則として1報以上は英文とする。原則として full paper 又はそれに準ずるものであり、Science Citation Index が定義する impact factor の付されている雑誌に掲載されたものとする。また、主に<u>博士課程(4年制)</u>又は博士後期課程の期間に実施された研究成果によるものでなければならない。なお、掲載受理 (accepted) され印刷中 (in press) の原稿も基礎となる報文に含めることができる。</p>	<p>(*1) 基礎となる報文 <u>博士課程(4年制)</u>：査読審査のある原著の筆頭著者論文が1報以上、原則として1報以上は英文とする。原則として full paper 又はそれに準ずるものであり、Science Citation Index が定義する impact factor の付されている雑誌に掲載されたものとする。また、主に博士後期課程の期間に実施された研究成果によるものでなければならない。なお、掲載受理 (accepted) され印刷中 (in press) の原稿も基礎となる報文に含めることができる。</p>

療系大学院には、生涯にわたる医療人のキャリア形成の中核的な役割を果たすことが求められる。(中略) 高度化・多様化する医療の動向等を見据えた体系的かつ実践的な教育を展開する必要がある。このため、他の医療機関や研究機関、学内外の他専攻等と有機的に連携し、面的に拡がりのある教育の展開が求められる。また、臨床研究は、医師をはじめとする多様な専門家のチームで行われることから、(中略) 実際の臨床研究の場を利用した教育が推進されることが望まれる。」と指摘されている。

これらの答申からも、薬学系大学院においては、特に創造性豊かな優れた研究・開発能力を持つ研究者と、高度な専門的知識・能力を持つ高度専門職業人の養成が求められているといえる。昨今の学術研究や医療技術の著しい進展と、それに伴う社会構造の急速な変化に対応するための、高度先進化する創薬研究・生命科学研究並びにその技術開発等に貢献する研究者と、臨床・医療薬学領域における高度な専門性を備えた薬剤師の養成に対する薬学系大学院への社会的なニーズは極めて高いものがある。

また、大学院薬学研究科の設置に際し、地域の医療機関や薬局、製薬関連企業や行政機関からの人材需要に関するアンケート調査を実施したところ、薬学専攻においては有効回答件数の97%の事業所が、薬科学専攻においては72%の事業所が「採用したいと思う」との回答を得た。これらの詳細については後述するが、いずれの専攻に対しても、社会からの人材需要の高さを窺い知ることができる。【資料1：大学院薬学研究科修了生に対する採用意向調査集計表】

これらを踏まえ、設置する大学院薬学研究科は、薬学専攻においては、医療現場における臨床的な課題を対象とする研究領域を中心とした高度な専門性や優れた研究能力を有する薬剤師の養成を主たる目的とし、一方の薬科学専攻では、創薬科学及び生命科学を中心とする薬科学領域における研究者の養成を主たる目的とする。

各専攻の設置の趣旨、特徴は次のとおりである。

＜薬学専攻博士課程＞

新たな薬学教育制度においては、臨床・医療分野で活躍する優秀な人材、特に実践的な医療現場で活躍する薬剤師の養成教育の充実・発展が求められる。目覚ましく進歩する医療技術や医薬品開発分野において、医療現場で使用される医薬品の種類とその適応・効果について、副作用や相互作用等リスク面をも含めて熟知した上で、それらを科学的に説明できる専門家として医師や看護師等の医療従事者とともにチーム医療の中核となることが、これからの薬剤師の基本的かつ中心的役割である、と言える。

さらに、こうした医療現場はもとより、より広く医薬品の適正使用を確立するためには、医療情報の収集・管理や関係各方面への情報発信の過程において、医療機関、行政機関、企業や研究機関では、高度の専門知識と技能を備え、問題解決能力を発揮する人材が求め

られている。加えて、急激に変化する社会構造や年齢別人口構成、環境汚染や地球規模での感染症の拡大等は、医療関連領域におけるこれらに対応できる能力を備えた研究者や教育者を必要としている。

設置する大学院薬学研究科薬学専攻博士課程では、こうした多様な社会的要請に応えるため、臨床及び医療に密接に関連した高度の教育・研究の場を提供することを目的とする。

また、薬学専攻博士課程では、6年制薬学科の卒業生のほか、一定の教育水準を備えた他分野・他大学の修士課程修了者、社会で活躍する薬剤師に対しても教育・研究の場を提供することとしている。

加えて、多様な新ニーズに対応する「がん専門医療人材（がんプロフェッショナル）」養成プランに事業採択された「ゲノム世代高度がん専門医療人の養成」に連携大学として参画する。これは、大阪大学を申請担当大学とする7大学（大阪大学、京都府立医科大学、奈良県立医科大学、兵庫県立大学、和歌山県立医科大学、神戸薬科大学及び大阪薬科大学：大学統合後も大阪医科薬科大学薬学部として参画）が、相互に連携・補完することで教育を活性化し、がん医療を担う高度人材養成のための拠点を構築するものである。この取組みを大学院薬学専攻博士課程の理念に沿って具現化し、教育を行うために、薬学専攻博士課程に「がん専門薬剤師養成コース」を設置する。このコースでは、最新の技術や知見の習得だけでなく、大学院間の交流によって、関西の地域医療の連携を図り、さらに学生・教員の相互交流を推進することを可能にしている。なお、がん専門薬剤師は、日本医療薬学会が、がん領域の薬物療法等に一定水準以上の実力を有し、医療現場において活躍する薬剤師を認定するものである。このコースでは、日本医療薬学会が認定するがん専門薬剤師研修施設と連携し、がんに対する基礎と応用の高い研究能力を身に付けるための臨床研修を実施し、がん医療の高度化・均てん化に貢献することのできる知識と技能、態度を修得できるよう、症例報告、症例検討に参加するといったことを通じて、がん専門薬剤師となるための基盤教育を行うものである。ついては、このコースを修了することにより直ちにがん専門薬剤師として認定されるものではないが、日本医療薬学会が定めるがん専門薬剤師認定制度規程及び細則には、学術論文の作成や学会発表に係る一定の実績を積み上げることが定められているため、このコースでの学修成果はがん専門薬剤師としての認定申請に資するものである。

薬学専攻博士課程の定員は3名であり、「がん専門薬剤師養成コース」に定員は設けない。「がん専門薬剤師養成コース」は博士課程を基本に課程内の研究領域も同一として設置し、具体的な教育課程の一部に特色を持たせた編成とするため、課程内の偏りが生じた際にも支障なく指導が行える体制が確保されている。

実施時期：1次8月下旬、2次10月下旬

募集人員：5名（2次若干名）留学生も対象

出願資格：大学の4年制課程を卒業した者又は卒業見込みの者 等

選抜方法：外国語科目（英語）、記述問題（専門課題）、発表・口頭試問、面接及び提出書類（成績証明書、志望理由書、卒業研究要旨等）により総合的に評価・判定し、入学者を選抜する。

④ 薬科学専攻博士後期課程入学試験

実施時期：1次9月上旬、2次2月下旬

募集人員：2名（2次若干名）社会人・留学生も対象

出願資格：修士の学位を有する者又は修了見込みの者 等

選抜方法：外国語科目（英語）、発表・口頭試問、面接及び提出書類（成績証明書、修士論文、研究報告書（社会人）等）により総合的に評価・判定し、入学者を選抜する。

入学志願者の評価と選抜は、薬学研究科教授会の下に設置する大学院委員会において、各入学試験の可否基準を立案し、薬学研究科教授会において審議の上、学長が合格者を決定する。

9. 学外演習・実習の具体的計画

従前より、大阪薬科大学大学院薬学研究科薬学専攻博士課程では、1年次又は2年次で「臨床連携治療演習」を配置しており、大阪医科大学附属病院及びその関連病院等との連携の下で、臨床で活躍する薬剤師に求められる知識・技能の維持及び向上、さらにチーム医療における薬学的管理に必要な判断力、実践力を涵養するため、実際の医療チームに参加させ症例が抱える課題についてディスカッション等の演習を行っている。具体的な内容としては、訪問看護ステーションの看護師に同行し、在宅医療の現状を体験したり、特別養護老人ホームやグループホーム等、高齢者の介護施設を訪問し、高齢者福祉の現状を体験したりすることを通して、地域包括ケアシステムにおける多職種との関わり並びに薬剤師の役割について理解を深めるものである。

指導体制としては、大学院指導資格を有する実務家教員を多数配置する臨床薬学教育研究センターを中心として、協力病院等との間で本科目をコーディネートし、成績評価に責任を持つ体制としている。

設置する薬学専攻博士課程においても、これを踏襲し、大学統合のメリットを活かし大阪医科大学附属病院及びその関連病院等との連携を強化していく。その他、大阪薬科大学では神戸市立医療センター中央市民病院、高槻赤十字病院、国立病院機構大阪医療センター等の医療機関や大阪大学医学部等の他大学院と学術交流協定を締結しており、同専攻博士課程における臨床研究、あるいはトランスレーショナル・リバーstransレーショナルリサーチを推進することが可能なものとしている。これについても設置する薬学研究科薬学専攻博士課程として承継し、協力体制を維持継続していく。【資料 24：学術交流協定書】

また、同専攻博士課程に設置するがん専門薬剤師養成コースにおいては、まさに、大学病院あるいはがん診療拠点病院に勤務する社会人薬剤師を大学院学生として受け入れ、その教育の過程で、医師・看護師・細胞検査技師・医学物理士等、様々な職種の医療従事者との連携並びに相互協力をより実践的に習得することに重きを置いている。このコースは、前述の「大学院薬学研究科設置の必要性と各専攻の特徴」に記載するとおり、多様な新ニーズに対応する「がん専門医療人材（がんプロフェッショナル）」養成プランに事業採択された「ゲノム世代高度がん専門医療人の養成」の展開を念頭に設置するものである。

申請大学の大阪大学をはじめとする7大学（大阪大学、京都府立医科大学、奈良県立医科大学、兵庫県立大学、和歌山県立医科大学、神戸薬科大学及び大阪薬科大学：大学統合後も大阪医科薬科大学薬学部として参画）が相互に連携・補完し、それぞれの特徴を活かしてゲノム医療、小児がん・希少がん、様々なライフステージに応じたがんプロフェッショナルを育成するとともに、関西におけるがん医療向上を図っている。

このコースでは、がん化学療法及び緩和ケアに用いる薬剤調製に関連する演習、医薬品管理・医薬品情報・院内調剤に関する演習、がん医療に関与するチームが実施するキャンサーボードの見学、がん患者の退院時指導の実践、がんの病理組織検査、外科手術、放射線療法等、がん医療に関与するチームが実施する治療・検査の見学等を行う「がん専門薬剤師基盤育成演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」や、がん専門薬剤師・指導薬剤師等の指導の下にがん治療を行い、症例研究を進める「薬学臨床研究・特別研究」を実施する。これらの演習や臨床研究の実施にあたっては、前述の医療機関との学術交流協定を活かし実習生の受け入れ態勢を整えているほか、大阪大学医学部附属病院とも連携し、がん専門薬剤師の基盤を育成するための教育体制を整えている。これらの機関はいずれも日本医療薬学会の認定するがん専門薬剤師研修施設である。指導体制としては、臨床薬学教育研究センターに配置する大学院指導資格を有する実務家教員（がん専門薬剤師を含む）を中心として、このよう

な本学の指導教員と臨床現場の薬剤師等が連携する形をとる。臨床現場での指導は各医療機関に所属する医師やがん指導薬剤師の資格を持つ薬剤師を中心に行われる。本学の指導教員は、現場の医師・薬剤師・看護師等と連携し、学術的な面からのフォローアップを行う。特に「薬学臨床研究・特別研究」の実施にあたっては、臨床薬学教育研究センターを中心とした所属研究室との連携による臨床研究を主体とする学位論文のテーマに沿った共同研究の実施が可能な教育研究体制とする。症例研究の成果を学位論文にまとめていくにあたっては、学生毎に定める研究指導教員が連携医療機関との間で定期的にその進捗を確認し、責任をもって適切な指導を行う。

10. 「大学院設置基準」第2条の2又は第14条による教育方法の実施

薬学専攻博士課程においては社会で活躍する薬剤師に、薬科学専攻博士後期課程においては企業・研究所等で勤務する者に対して教育研究の場を提供する教育課程であることを踏まえ、これらの職業等を有する学生の学びを支援するため、長期履修学生として一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを認める。また、この長期履修制度の導入にあたり、大学院設置基準第14条に基づき、教育方法の特例を適用し、授業及び研究指導を行う。

(1) 修業年限

標準修業年限に2年を加え、薬学専攻博士課程は6年まで、薬科学専攻博士後期課程は5年までとすることができる。長期履修は、学生の希望に基づき学位論文の作成にあたり学生毎に定める指導教員から申請され、薬学研究科教授会の議を経て、学長が許可を決定する。これについては、大学院学則及び大学院薬学研究科における長期履修に関する規程に定める【資料25：大阪医科薬科大学大学院薬学研究科における長期履修に関する規程】

(2) 履修指導及び研究指導の方法

指導教員は、対象となる社会人学生との間で入学時及び各年度初めに面談を行い、勤務状況等を考慮して十分な教育・研究指導を行える計画を策定し、指導に当たる。

(3) 授業の実施方法

大学院設置基準第14条に基づき、教育方法の特例を適用する。具体的には、履修指導及び研究指導は学位論文の作成にあたり学生毎に定める指導教員と相談をしながら勤務状況等を考慮した個別の対応を図るものとし、授業の実施は個別の状況を踏まえ平日夜間や土曜日等を開講する等、便宜を図るものとする。

この各専攻課程に配置する「特別研究」は、継続的かつ組織的な研究指導により行う。具体的には、学位論文の作成にあたり学生毎に研究指導教員を定め、学生が所属する研究室の筆頭研究指導教員がこれを担う。この研究指導教員は、学位論文の作成に対する実質的な責任を負うものとし、学生毎に作成する「研究指導計画書」に基づき研究指導を行う。

「研究指導計画書」の作成にあたっては、薬学研究科研究指導計画書の作成要領に明示する。【資料 14：薬学研究科研究指導計画書の作成要領】

具体的には、まず入学後に学生が研究テーマ及び学位論文作成のスケジュールを自身の研究指導教員と相談し、初年度の研究計画を立案する。これに対し研究指導教員は、具体的な研究指導計画を立案する。このようにして立案された学生毎の「研究指導計画書」は、毎年5月中旬に薬学研究科教授会に諮り、教育的助言を受けて必要に応じて修正の後、組織的に決定する。学生及び研究指導教員は、決定された「研究指導計画書」に基づき研究を進め、各年度の研究成果を年度末に開催する「大学院中間発表会」において公開形式で報告し、他領域の研究指導教員や研究指導補助教員を含め幅広い視点から助言を受ける。この助言を踏まえ、学生は研究指導教員と相談の上、次年度の研究計画を立案し、また、研究指導教員はこれに対する研究指導計画を立案するという研究指導サイクルを学位論文の作成に向けて重ねていく。【資料 15：課程修了までのスケジュール】

このような組織的な研究指導を受け作成される学位論文は、下述の「学位論文審査体制」に記載するとおり、厳格な審査を受けることとなる。

（4）修了要件

薬学研究科各専攻課程の目的に基づく学位授与の基本的な方針及び学修成果の目標については、前述の「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」に明確にしている。

修了要件は、「薬学研究科に所定の修業年限以上在学して、所定の単位を修得し、学位論文の審査を経て、最終試験に合格した者には、薬学専攻博士課程では博士（薬学）を、薬科学専攻博士前期課程では修士（薬科学）を、同博士後期課程では博士（薬科学）の学位を授与する」と大学院学則に明示する。また、この所定の単位数については、薬学専攻博士課程は41単位、薬科学専攻博士前期課程は31単位、同専攻博士後期課程は28単位と大学院薬学研究科規程に明示する。なお、各専攻課程の所定の単位の取得に係る授業科目の履修については、前述の「履修指導の方法」において記載するとおりであり、大学院薬学研究科規程において別表として定める各専攻課程の授業科目及び単位数と合わせて明示する。

前述の「教育課程の編成とその体系及び特色」に記載するとおり、「講義」と「演習」の学修、そして「実習」として配置する学位論文の作成の指導を行う特別研究へと繋げていく体系的に編成した教育課程からこのような修了要件単位数を設定するとともに、後述す

る「学位論文審査」へと有機的に繋げ、学位授与へと導いていくことにより学位の質の担保と円滑な学位授与が可能となるように配慮する。

なお、特に優れた研究業績を有する学生に対しては、修業年限の特例を適用することを可能とする。具体的には、課程修了の時期を薬学専攻博士課程では3年次、薬科学専攻博士後期課程では2年次の年度末とするものである。学位論文の作成にあたり学生毎に定める指導教員により推薦され、この特例を適用するにあたり課程修了に必要な単位数を取得する見込みがあり、**標準修業年限で修了する場合の学位論文の審査要件と同様に**査読審査のある国際的に著名な英文誌に掲載又は掲載受理され印刷中の原著の筆頭著者論文（原則として英文）を1報以上、学位論文の基礎となる報文として有する学生を対象とする。資格審査は、薬学研究科教授会の議を経て、学長が決定する。この資格審査により許可された学生の学位論文審査については、後述する「学位論文審査」と同様の審査を行い、最終的な学位授与を決定する。この修業年限の特例については、大学院薬学研究科における修業年限の特例に関する規程に明示する。【資料16：大阪医科薬科大学大学院薬学研究科における修業年限の特例に関する規程】

（5）学位論文審査体制

大阪医科薬科大学学位規程、大学院薬学研究科学位規程施行細則及び薬学研究科学位論文審査基準により、学位申請及び審査に関して必要な事項を明示する。

修士学位論文の申請学生は、2年次の2月中に所定の書類（学位論文審査申請書、学位論文、学位論文要旨、論文目録）を薬学研究科長に提出する。また、博士学位論文の申請学生は、博士後期課程については3年次の12月20日までに、博士課程については4年次の12月20日までに所定の書類（学位論文審査申請書、学位論文、学位論文要旨、論文目録、学位論文の基礎となる報文、参考論文、報文の共著者の承諾書）を薬学研究科長に提出する。この申請を受け、薬学研究科大学院委員会が申請の受理を検討し、薬学研究科教授会に検討結果を報告する。この報告を受け、薬学研究科教授会は申請の受理を決定する。

申請を受理した場合、薬学研究科教授会は、学位論文を審査するために学位論文審査委員会を設置する。学位論文審査委員会は、3名以上の薬学研究科教授会構成員で構成することを基本としている。具体的には、修士学位論文の審査委員会については、主査1名（指導教員）、副査2名以上の計3名以上を薬学研究科教授会構成員の中から選出し、必要に応じて薬学研究科教授会の議を経て薬学研究科の准教授及び講師を加えることができるとしている。博士学位論文の審査委員会については、主査1名（指導教員を除く）、副査2名以上の計3名以上を薬学研究科教授会構成員の中から選出しとしており、必要に応じて薬学研究科教授会の議を経て薬学研究科の准教授を加えることができるとしている。

大阪医科薬科大学大学院薬学研究科 学位規程施行細則(案)

(令和3年4月1日施行)

(目 的)

第1条 この細則は、大阪医科薬科大学学位規程（以下、「学位規程」という。）に基づき、薬学研究科における学位論文の審査の方法、試験、学力の確認の方法に関わる取り扱いについて定める。

(学位授与の要件)

第2条 学位規程第3条第2項に基づき、大阪医科薬科大学（以下、「本学」という。）大学院学則の定めるところにより、薬学研究科薬科学専攻博士前期課程を修了した者に修士（薬科学）の学位を授与する。

2 学位規程第3条第2項に基づき、本学大学院学則の定めるところにより、薬学研究科薬科学専攻博士後期課程を修了した者に甲号として博士（薬科学）の学位を授与する。

3 学位規程第3条第2項に基づき、本学大学院学則の定めるところにより、薬学研究科薬学専攻博士課程を修了した者に甲号として博士（薬学）の学位を授与する。

4 学位規程第3条第3項に基づき、本学に学位論文を提出してその審査及び試験に合格し、かつ薬学研究科薬学専攻博士課程又は薬科学専攻博士後期課程に所定の修業年限以上在学して所定の単位を修得した者と同等以上の学力を有することが試験により認められた者に乙号として博士（薬学）又は博士（薬科学）の学位を授与することができる。

(学位論文の提出並びに学位授与の申請の取り扱い)

第3条 学位規程第3条第2項に基づく修士学位論文審査の申請者は、博士前期課程に所定の修業年限以上在籍し、所定の単位を修得した者、あるいは修得見込みの者とする。

2 学位規程第3条第2項に基づく博士学位論文の申請者は、薬学専攻博士課程又は薬科学専攻博士後期課程に所定の修業年限以上在籍し、所定の単位を修得した者、あるいは修得見込みの者とし、甲号の申請として取り扱う。

3 学位規程第3条第3項に基づく博士学位論文の申請者は、乙号の申請として取り扱う。

4 薬学専攻博士課程又は薬科学専攻博士後期課程在学中に学位授与を申請し、所定の修業年限を経て退学した者については、甲号への申請として取り扱う。この場合、学位授与の手続きは学位授与の申請を受理した日からおよそ3ヵ月以内に完了するものとする。

(学位論文の提出並びに学位授与の申請書類)

第4条 博士前期課程の学生で修士学位論文の審査を受けようとする者は、次の書類及び審査手数料 10,000 円を2年次の2月中に薬学研究科長に提出しなければならない。

学位論文審査申請書(様式1) 1通

学位論文(所定の用紙) 4部

学位論文要旨(様式3) 薬学研究科教授会の指示する部数

論文目録(様式4) 薬学研究科教授会の指示する部数

2 本細則第3条第2項に該当する者のうち博士学位論文の審査を受けようとする者(以下、「課程による者(甲)」という。)は、次の書類及び審査手数料 10,000 円を博士課程(4年制)在學生は4年次、博士後期課程在學生は3年次の12月20日までに薬学研究科長に提出しなければならない。ただし、長期履修を許可されている者の書類の提出期日は長期履修適用後の最終学年の12月20日とする。

学位論文審査申請書(様式1) 1通

学位論文(所定の用紙) 4部

学位論文要旨(様式3) 薬学研究科教授会の指示する部数

論文目録(様式4) 薬学研究科教授会の指示する部数

学位論文の基礎となる報文(*1) 各4部

参考論文(別刷又はコピー)(*2) 各4部

同上の報文の共著者の承諾書(様式8) 各1通

(*1) 基礎となる報文

査読審査のある原著の筆頭著者論文が1報以上、原則として1報以上は英文とする。原則として full paper 又はそれに準ずるものであり、Science Citation Index が定義する impact factor の付されている雑誌に掲載されたものとする。また、主に博士課程(4年制)又は博士後期課程の期間に実施された研究成果によるものでなければならない。なお、掲載受理(accepted)され印刷中(in press)の原稿も基礎となる報文に含めることができる。

(*2) 参考論文

提出は任意とする。学位論文に関係があり、その研究と同じ分野の論文等を指す。なお、学術雑誌等に公表されたもので、筆頭著者ではなくても共著者となっていれば問題ない。

3 本細則第3条第3項に該当する者で博士の学位を申請しようとする者(以下、「課程を経ない者(乙)」という。)は、次の書類及び審査手数料 10,000 円を薬学研究科長に提出しなければならない。

学位論文審査申請書(様式2) 1通

学位論文 4部

学位論文要旨(様式3) 大学院委員会の指示する部数